

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

2/9

8월 5일
수요일

条約局長 20 アメリカ局長
 参事 参事 参事 参事
 条約課長 北米第一課長
 法規課長

秘
無期限

産業経済部会 外資分科会

中一国会合 (三冲縄に對する新規
進出外資の事務処理に關して)

4.5.2.17. 米北- (佐藤)

2月

2月9日 三冲縄復帰対策各省庁連絡相商
会議の産業経済部会 外資分科会の中一國

会合の席上 席上 三冲縄に對する新規
進出外資の事務處理に關し 当省案 (別添1)

(注: 琉球政府が受理する外資の申請書の字と日本政府の
と異なり 琉球に對する申請の受理は日本政府の意思を反映せしめたること)

及び 総理府案 (別添2) と基礎を議論し

たところ 右案前次の通り

出席者 (当省) 千葉北村 課長 米北-佐藤

佐藤 課長 鈴木 事務官

(総理府) 斎藤 参事官 官富 調査官

(大蔵省) 戸部 参事官

(通産省) 中川 事務官

19日 常農林省 公債取引委員会 各1名

2.

1. 冒頭 4葉課長より 別添1の当省案を説明
し (1) 三冲縄に對する外資申請處理に關し

琉球政府

(a) 独自の判断を行つて建前とすつたは
たの 三冲縄に依然米國の施政権下にある

米側からいへば 琉球の事務處理に介入しうる権限
を有してゐることは明かである 此の際 米側からいへば

当方の意圖するところを正式に伝へ 米側の了解を
得て 本件を取り進めること必 必要であること

(2) 当省案中の (i) 申請書入手経路 (ii) 日中政府
意思の琉球への伝達経路 (iii) 日琉間の協力の

別添2 (1-5300)

場へ3案に關しては 総理府案を最も簡便な
便宜方法として考へて5案を 1案 2案に關しては

上記 (1) の案に關し 同案も合はぬ 外資分科会
場にて議論して合はぬこと2案を述べた

に大がかりなミス。通債。通そのほかへ。以後初めてオキナワにも実施」

同日「予算復活をしよう始まる。国政。公共事業で強い反響。各省つぎつぎ二次内示」

同日「政府、オキナワ外資系企業に関する外資法上の取扱い方針固める。既存企業、本土なみ、新規進出については日本政府が同意ありと判断した場合、リュウキョウ政府通知意見。米民政府認可相ふうじる」

(コメント)

26日、通文局長は本報道を否定して次のとおり発表は、

政府として、かかる方針を固める事実はない。

本件問題については、関係各省の担当官レベルで非公式な意見交換を行なっているが、当面オキナワにある外資系企業の貸付を正治にはあくすることに向けている段階であり、方針を固める段階に至っていない。

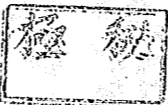
なお、関係省に全文提供されている「取扱い方針」なる文書は、担当官レベルの検討用として作成された試案の一つと思われるが、本件文書自体が関係各省同等レベルが全

く周知していない全くの専断的試案であり、またその内容についても、関係各省の担当官の間でなお検討中のものである。

サンクイ「銀行長官に意外につめたいかぜ当たり。在外各公債からの報告ではアジアは逆にかい心。外資省、改定に本どし入れる。貸付制限の緩和など」

東京「アキタ自治体。都市再開発中心に地域づくりの検討本府再検討へ。人口40...50万級都市をじゆう英。京京などへの流入抑制。通債債券。発行も」

原紙 original 用
「経済経済部会」アノニム



経済別 経済部会	事務課 法規課	アノニム局長 参事 北水一課長
沖縄復帰対策各府担当官会議 経済経済部会に付いて (記録)		
45.1.16. 東北		
1月16日 総務府会議室に於いて本件会議 が南(催)小佐と、各府の理事要旨下記 のとおり報告あり (当府出席者 北水一 佐藤 有地 石河)		
記		
1. 経済経済部会 今後、運営に付いて 特(長) 斎藤孝幸氏より次(長) 齋藤孝幸氏 各府 担当官に於いて承知。		

各省府間の意見統一に付いて

(1) 国合同 概要内容に付いて (特長) 各府は2 月初旬迄東上り予定に、北水一 各府に送 付した。各府作成者も 特長に送った 備忘書 (大阪府 斎藤孝幸氏、福岡県 齋藤孝幸氏、 同様に各府に送付した。北水一 各府に送付した。 北水一 各府に送付した。北水一 各府に送付した。
(2) 沖縄復帰決定以来 各府調査団の派 遣に 調整に、北水の 各地に北水一 北水一 今後、調査団の派遣に、北水の 各地に北水一 北水一 北水一 各地に北水一 北水一 各地に北水一 北水一 北水一 各地に北水一 北水一 各地に北水一 北水一 北水一 各地に北水一 北水一 各地に北水一 北水一
(3) 3月19日から21日にかけて 大阪府 第5回 沖縄経済振興懇話会を開催した。 12. 沖縄の 商工経済所会館の出席。19. 20

の面目を合換し、21日を不傳の署名に先
23日に付する。F2第1~第4回と同
懸合

採南(各各)の相中心の号加を右専
の取に、各階の施書は 総理府に付

採加の各各自各とせられ
(5) 今時の有海から1名世出たに、若者
1名、1名、1名、1名 (在籍)

(4) 今頃の進出とに、物造り、減等とに
付、1972年3~6月 復興 (同の合計)

年度の合われは、3月、半例の合われは、6月)
従って、来年の10月、協定を始す

指定措置は、南東経包法を提し、1972年
10月、結局、年計費中、以各各の滞滞を

得るに、同様にして。

(4) 今後、在合議に、合場、空野等、(電)等
如、空野とに各各のF2、1人、主席と

1) 2000年報に付し。

(5) 由 沖縄経済協定合換に、昭和45年度予算加
決、在経済 (2月半頃) に由れし。各二

2) 沖縄南東の基金構想と採計、3月末
和に、同構想を決定するに取れし。

2. 経済/企画庁 総合南東局 下河辺調査官
付、「沖縄の経済南東」の、と題する

研究報告、A、望題を答に付す。
(要旨 別紙)
由 採計

3. 沖縄の4.43 外債年毎算の 取扱に付して

(1) 経理所例付、1月14日、外債特事会 (F)
定比、2件、へ、(3155) 「沖縄の
提示。

4.43 外債問題に付し、A、別紙付「沖縄の
外債年毎算に付して、外債以上の 取扱方針 (案))

が席上配布され、出席者全員より事件に
関する本邦の経済を説明し、以下

の質疑が行われた後、出席者全員事
件を了承した。

(2) 本歳名目歳入歳出の引当金の記以下
に掲げられた二項目の実施時期につき

質問あり、(1) 米例に準じた資料集の
書局につき、当方より早急に(米例早急

に七) 禁止し、日下通商の検討中の
副表をあとから出す旨答へ、(1) 従政

より申請書の写しを入手した件につきは
特設局より外務省と同一項実施した。

また前記は従政特設局と協議し
是等の文書と要求した。文書の要請した

つくりとありと述べた。
(1) 米例に準じた資料集の書局につきは

要請した。米例に準じた資料集の書局
につきは、特設局例も早急に実施した。

に文書に付甲入れは随分遅いとの意
見あり、特設局例も早急に実施した

旨答へた。本邦より、従政への申
入れにつきは、米例に準じた資料集の

指編し、従政に申し出る前に引取り
が、ついでと協議し、従政に申し入れ

特設局例も早急に実施した。

(3) 当方より、外空幹事会を以て本年
に本歳名目歳入歳出の引当金の記以下

より送付された。11月22日以降の申請書、

子に在りて其の方式及びその結果の
題にありて其の具体的なことよりなる

うたはす。指図事務官の 挨拶以外
空手所持の席上にて(9月)に於て、

場合主官の意向を大抵(7月)に
て(10月)に答へた。

当り、更に、指図と申請書の送付
方を示したる場合、指図の計(11月)

7月29日、**〇〇** 日本政府の態度を示す
当り申請書中取扱の7月29日 指図例

9月10日(11月) **〇〇** 要請
の事と内は、指図事務官の、

沖縄事務所山口調査官の指図 外交
申請の審査に、指図2月2~3月

と9月22日、日本政府の19月(11月)審
査期間を要して、その結果、指図の審査

を通知するに、その旨を、
11月12日、東京に電し、日本政府の指

図に、可能な限り、指図の審査に、
指図の審査に、指図の審査に、

会として、その旨を、
当り、指図の審査に、

外交事務官の取扱方針が決つた場合、
2日、その旨を、

と指図の審査に、
指図の審査に、

と指図の審査に、
指図の審査に、

1. 11. 3. 戶塚新車庫より、当区本部会
場への移転) こと(自)とせらる。 (但し

移転車庫は、本区新車庫の予定と
一致する(こと)。

(4) 本区新車庫より、別紙新車庫の
へんは、11月21日以前、台の

各々の(行政指導)の(こと)を
書か(こと)す。 総務課は各々の(行政指

導)の(こと)を一々(こと)に合議の
場(こと)に決定(こと)す。 本区新

車庫は、(別紙)指導は各々の(こと)から
本区新車庫の(こと)に決定(こと)す(こと)と

あり。 (1) 台の(こと)は(こと)に
合議の(こと)に決定(こと)す(こと)と

あり。 (2) 台の(こと)は(こと)に
合議の(こと)に決定(こと)す(こと)と

極秘

別添

沖縄における 外資問題について

45. 1. 14

外資幹事会

沖縄施政権の返還に伴う 外資法上の取扱いに
ついては 今後とも外資幹事会において検討が 続けら

れることとされているが 取り敢えず昭和44年11月21日
までの実態に関する資料を整備する一方 昭和44年11月

22日以後における事実上の調整等所要の手続を進める
ため 外資幹事会としては 差し当り下記の措置がとられ

ることが望ましいと考える。なお外資幹事会として当面
検討している案件は 別添のとおりであるので 御参考まで。

記

一 沖縄における外資系企業の実態を把握するため
米政府に対し 所要の資料の提出を求める。

二 昭和44年11月22日以降 琉球政府に提出
される申請 (修正申請 及び 更新申請を含む)

総 理 府

B-5 上7554 (100P.172)

の取扱いについて 次の措置をとるものとする。

1. 琉球政府に提出された申請書の写しの送付
を受ける。

2. 申請案件の処理にあたり 日本政府の意見を
十分反映せしめるような方途を講ずる。

総 理 府

B-5 上7554 (100P.174)

極 秘

別紙

沖縄の外資系企業に関する外資法上の取扱方針(案)

45. 1. 14
外資幹事会

一 既に44年11月21日までに沖縄に進出している外資系企業については、「本土において同種の外資系企業に対し規制されている措置と同様の状態で外資法上の法的地位を認める」という原則で幅むこととする。

1 昭和44年11月21日までに沖縄に進出している外資系企業の実態を把握するため米政府に対し資料の提出を求めるものとする。

2 44年11月22日以後できるだけ速かに各所管省が各業法に基づく許認可方針あるいは当該省の政策方針を反映せしめるように努め、本土における同種の外資系企業に対する政策と齟齬を来たさぬように措置するものとし、なお尚懸念が解消しないも

のについては外資法上の法的地位に関する処分を留保するものとする。

二 44年11月22日以後、沖縄に進出しようとする外資系企業(既進出のものの変更等の修正及び免許期

内の更新をしようとするものを含む。)については返還時までの間、次により調整措置を講ずるものとする。

1 琉球政府からこれら企業からの申請書の写の送付を受け、尚懸念があると判断した場合は

琉球政府に対し意見を述べ、琉球政府がこれと同様の措置をとるような連絡体制を

確立する。

2 布令11号に基づく米民政府の認可権を發動しない旨の日米間の合意を成立させる。

三 技術援助契約、貸付金債権、支店及び不動産並びに外国為替管理がない等のため、事実上進出

した結果となっている外資系企業等についても返還

時において、実情に依り、
それ、適宜処理するものとする。

それ